

○香南香美老人ホーム組合議会会議規則

〔 昭和 42 年 4 月 18 日 〕
規 則 第 2 号

改正 昭和 62 年 3 月 30 日 規則第 1 号
平成 18 年 2 月 24 日 規則第 1 号
平成 29 年 6 月 2 日 規則第 13 号

第 1 章 総則

(参集)

第 1 条 議員は、招集日の開会定刻前に議場に参集しなければならない。

(欠席の届出)

第 2 条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開会時刻までに議長に届け出なければならない。

(議席)

第 3 条 議員の議席は、最初の会議において議長が定める。

2 新たになつた議員の議席は、議長が定める。

3 議席には、氏名及び番号をつける。

(会期)

第 4 条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、議会の議決で延長することができる。

(議会の開閉)

第 5 条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第 6 条 会議時間は、午前 10 時に開き、午後 4 時に閉じる。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めるときは、この限りではない。

2 会議時間の繰上げ、又は、繰下げの動議については、議長は討論を用いず、会議に諮つて決める。

3 会議の開始は、振鈴その他の方法で、これを報ずる。

(休会)

第 7 条 議事の都合その他必要があるときは、議決で休会することができる。

(会議の開閉)

第 8 条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前、又は、散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第9条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお、出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩、又は延会を宣告する。

第2章 議案の提出及び動議

(議案の提出)

第10条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由をつけて議長に提出しなければならない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第11条 動議は、特別な規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第12条 修正の動議は、その案をそなえ、2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。ただし、急施を要する場合又は簡易なものは、文書によらないことができる。

(先決動議の措置)

第13条 他の事件に先立つて表決しなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員に異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第14条 提出者が、事件を撤回し又は訂正し及び動議を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった事件の撤回又は訂正及び動議の撤回については、議会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第15条 議長は、開会の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ、これを議員に配布しなければならない。ただし、止むを得ないときは、議長がこれを報告して、配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第16条 議長が必要であると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は、他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第17条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第18条 議会において選挙を行うときは、議長はその旨を宣告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第19条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布洩れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、議員の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票)

第20条 議員は、職員の点呼に応じて、順次投票用紙を備え付けの投票箱に投入する。

(投票終了)

第21条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票洩れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第22条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から会議に諮つて指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙の結果の報告)

第23条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第24条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第25条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第26条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。

(議案等の朗読)

第27条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

(議案の説明、質疑)

第28条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、質疑、修正案の説明、討論及び採決の順序とする。

2 提出者の説明は、議会の議決で省略することができる。

(議事の継続)

第29条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再び、その事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の許可等)

第30条 発言は、すべて議長の許可を得た後、しなければならない。

(発言の方法)

第31条 会議において発言しようとする者は、挙手又は起立して「議長」と呼び自己の氏名を告げ、議長の許可を求めなければならない。

(討論の方法)

第32条 討論については、議長は最初に反対者を発言させ、次に賛成者を発言させ、賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言・討論)

第33条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言を求め、発言が終つた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第34条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、必要があると認めたときは、発言の時間を制限することができる。

3 議長は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第35条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回をこえることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(質疑又は討論の終結)

第36条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(表決時の発言制限)

第37条 表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第38条 議員は、香南香美老人ホーム組合の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

(緊急質問等)

第39条 質問が緊急を要するとき、その他真に止むを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

(準用規定)

第40条 質問については、第35条及び第36条の規定を準用する。

第7章 表決

(表決問題の宣告)

第41条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第42条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第43条 表決には、条件を付することができない。

(挙手による表決)

第44条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。

(投票による表決)

第45条 議長が必要であると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとることができる。

2 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第46条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し出席議員に異議があるときは、議長は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第47条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は討論を用いずに会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、議長は原案について表決をとる。

第8章 請願

(請願書の記載事項等)

第48条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所、氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は押印しなければならない。

(請願書の受理及び審査)

第49条 議長は請願を受理したときは、請願者の住所、氏名、請願の要旨、紹介議

員の氏名及び受理の年月日を記載した請願文書表を作成し、これを議員に配布するとともに、議会の審査に付さなければならない。

(陳情書の処理)

第50条 議長は、陳情書又は、これに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第9章 辞職

(議長及び副議長の辞職)

第51条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮って、その許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長はその旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第52条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

第10章 規律

(品位の尊重)

第53条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(言動の制限)

第54条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(議長の秩序保持権)

第55条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)及びこの規則に定めるもののほか、規律に関する事項は議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第11章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第56条 懲罰の動議は、文書をもって法第135条第2項に定める数の所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた翌日までに提出しなければならない。

(戒告又は陳謝の方法)

第57条 戒告又は陳謝は、戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。

(出席停止の期間)

第58条 出席停止は、3会期をこえることができない。ただし、その停止期間内に、更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(懲罰の宣告)

第59条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第12章 会議録

(会議録の記載事項)

第60条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した書記の氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の署名議員)

第61条 会議録に署名すべき議員は2人とし、議長が会議において指名する。

第13章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第62条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第14章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第63条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

(施行期日)

この規則は、昭和42年4月18日から施行する。

附 則 (昭和62年3月30日規則第1号)

(施行期日)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月24日規則第1号)

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成29年6月2日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第62条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議員協議会	議会活動又は組合に係る重要事項に関する協議又は調整	全議員	議長